



## 令和4年1月11日（火）から 各種証明等交付窓口でキャッシュレス決済が利用できます

感染症対策の一環及び窓口の利便性向上を図るため、市役所や各支所等での各種証明書などの交付手数料の支払いに、キャッシュレス決済が利用できるようになります。

- 利用開始日** 令和4年1月11日（火）から
- 対象窓口** 市民課・各支所、行政サービスセンター、パスポートセンター、市民税課、固定資産税課、収納課、国民健康保険課  
各証明発行する窓口15カ所
- 対象手数料** 住民票の写し・戸籍・印鑑証明書・税証明書などの交付手数料  
※マイナンバーカード、電子証明書の再交付手数料は除く
- 利用可能なキャッシュレス決済の種類（18種）**

クレジットカード (5種)		VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、 DinersClub
電子マネー (13種)	流通系 (4種)	楽天Edy、nanaco、WAON、QUICPay+
	交通系 (9種)	Suica、pasmo、Kitaca、TOICA、manaca、ICOCA、 SUGOCA、nimoca、はやかけん

### 【注意事項】

- ・クレジットカードは一括払いのみ。
- ・キャッシュレス決済と現金の併用や窓口での電子マネーのチャージはできません。

### ●近隣市の導入状況

船橋市（令和元年8月）、習志野市（令和2年2月）、市川市（令和3年1月）、  
袖ヶ浦市（令和3年6月）ほか

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

（税証明関係）財務部収納課 ☎047-366-7325

（住民票等関係）市民部市民課 ☎047-366-7340

（保険料証明関係）福祉長寿部国民健康保険課収納担当室 ☎047-712-014